

変更内容	申請書	添付書類
氏名	小児慢性特定疾病受給者証等記載事項変更届	1. 変更が確認できる書類（住民票、戸籍謄本、運転免許証の写し、マイナンバーカード(表)の写し等） 2. 現在お持ちの受給者証（原本） 3. 申請者の住所を確認できる書類（住民票、運転免許証のコピー等）
住所	小児慢性特定疾病受給者証等記載事項変更届	1. 変更が確認できる書類（住民票、戸籍謄本、運転免許証の写し、マイナンバーカード(表)の写し等） 2. 現在お持ちの受給者証（原本） 3. 申請者の住所を確認できる書類（住民票、運転免許証のコピー等）
電話番号 送付先	小児慢性特定疾病受給者証等記載事項変更届	不要（この届出の場合、受給者証は新たに交付しません。）
医療保険	小児慢性特定疾病支給認定申請書（変更） （自己負担上限額の変更を伴わない場合） 小児慢性特定疾病受給者証等記載事項変更届	（別紙「保険変更申請時の添付書類」を参照）
支給認定世帯員 ※患者と同じ医療保険に加入している者	小児慢性特定疾病支給認定申請書（変更）	1. 個人番号確認書類 ※マイナンバーを利用した情報連携による手続きを希望しない／できない場合、新規申請に準じ、世帯全員分の住民票・医療保険の加入状況を確認出来る書類の写し・（非）課税証明書 2. 現在お持ちの受給者証（原本） 3. 申請者の住所を確認できる書類（住民票、運転免許証のコピー等）
自己負担上限額 （市町村民税所得割の変更等による）	小児慢性特定疾病支給認定申請書（変更）	（別紙「保険変更申請時の添付書類」を参照）
疾病の追加	小児慢性特定疾病支給認定申請書（変更）	1. 追加を希望する小児慢性特定疾病の医療意見書（指定医が記載する必要があります。） 2. 現在お持ちの受給者証（原本） 3. 申請者の住所を確認できる書類（住民票、運転免許証のコピー等）
高額かつ長期 ※現在の階層区分が一般Ⅰ以上（自己負担上限額が5,000円以上）の方が対象	小児慢性特定疾病支給認定申請書（変更）	1. 支給認定後、申請日以前の12ヶ月以内で、小児慢性特定疾病にかかる医療費総額（10割分）が50,001円以上の月6ヶ月分の医療費を証明する書類 ・自己負担上限額管理票のコピー ・（管理票が提出できない場合）医療費申告書＋領収書の写し 2. 現在お持ちの受給者証（原本） 3. 申請者の住所を確認できる書類（住民票、運転免許証のコピー等）
重症患者	小児慢性特定疾病支給認定申請書（変更）	1. 小児慢性特定疾病重症患者認定意見書（指定医が記載する必要があります。） 2. 身体障害者手帳や療育手帳の写し（該当者のみ） 3. 現在お持ちの受給者証（原本） 4. 申請者の住所を確認できる書類（住民票、運転免許証のコピー等）
人工呼吸器等装着者	小児慢性特定疾病支給認定申請書（変更）	1. 人工呼吸器装着者証明書（指定医が記載する必要があります。） 2. 現在お持ちの受給者証（原本） 3. 申請者の住所を確認できる書類（住民票、運転免許証のコピー等）

【留意点】

- ・一度の変更申請で複数の変更が生じた場合は、内容に応じて取扱いが異なる場合があります。事前に保健所へお問い合わせください。
- ・住民票、（非）課税証明書、臨床調査個人票については、保健所で申請する時点で3ヶ月以内に取得または作成されたものが有効です。
- ・（非）課税証明書については、最新年度分が必要です。ただし、5月～7月にかけては申請する時点によって必要な年度分が異なります。事前に保健所へお問い合わせください。
- ・その他の変更事項やご不明な点については、保健所へお問い合わせください。

別紙 保険変更申請時の添付書類

変更後の保険等		個人番号確認書類	住民票 (※2)	課税証明書等 (※2)	医療保険の加入状況を確認出来る 書類の写し (※2) (※3)	現在お持ちの 受給者証 (原本)	申請者の住所 を 確認できる書
被用者保険 (※1)	被保険者が 課税	【患者が被保険者】 → 患者分	不要	被保険者分	被保険者と患者分 ※患者の医療保険の加入状況を確認出来る書類の写して被保険者氏名が確認できれば、被保険者分を省略可能	要	要
	被保険者が 非課税 (※4)	【患者が被扶養者】 → 被保険者と患者分		被保険者分 ※患者又は保護者のその他の収入を確認する書類 (該当者のみ) ※受診者が18歳以上の場合、受診者の (非) 課税証明書が必要 ※被保険者が18歳未満の場合、申請者の課税証明書が必要			
国保		患者と同じ医療保険上の 世帯全員分	世帯全員分	患者と同じ医療保険上の世帯全員分 ※義務教育を修了していない者で収入がない場合は省略可 ※市町村民税が非課税の場合、患者又は保護者のその他の収入を確認する書類	患者と同じ医療保険上の 世帯全員分	要	要
国保組合		患者と同じ医療保険上の 世帯全員分	世帯全員分	患者と同じ医療保険上の世帯全員分 ※義務教育を修了していない者で収入がない場合は省略可 ※市町村民税が非課税の場合、患者又は保護者のその他の収入を確認する書類	患者と同じ医療保険上の 世帯全員分	要	要
生活保護		患者分	不要	生活保護受給証明書 (福祉事務所等で作成) ※生活保護受給証明書は情報連携による省略不可 ※医療保険に加入している場合は、被保険者分の (非) 課税証明書が必要	原則不要 ※医療保険に加入している場合は必要	要	要

※1 生活保護から被用者保険に変更される方は、生活保護の受給終了日が分かる書類 (福祉事務所等で作成) も添付して下さい。

※2 情報連携による手続きを希望しない／できない場合に追加で提出してください。

※3 いずれかのコピー。「資格確認書」「資格情報のお知らせ」「マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」」

※4 国家公務員共済組合または地方公務員共済組合の場合、同意書を提出して下さい。

【留意点】

・一度の変更申請で複数の変更が生じた場合は、内容に応じて取扱いが異なる場合があります。事前に保健所へお問い合わせください。

・住民票、(非) 課税証明書、医療意見書については、保健所で申請する時点で3ヶ月以内に作成されたものが有効です。

・(非) 課税証明書については、最新年度分が必要です。ただし、5月～7月にかけては申請する時点によって必要な年度分が異なります。事前に保健所へお問い合わせください。

・その他の変更事項やご不明な点については、保健所へお問い合わせください。